

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略) <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第1章～第2章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第2章 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 てん補の範囲 第8条～第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 てん補の範囲 第8条～第9条 (略)</p>	
<p>(てん補範囲等)</p> <p>第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 日本貿易保険は、保険関係の成立日から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定にかかわらず第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに</p>	<p>(てん補範囲等)</p> <p>第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 日本貿易保険は、保険関係の成立日から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定にかかわらず第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに</p>	

新	旧	備考
<p>該当する法人を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三～四 (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>該当する法人を除く</p> <p>二 (略)</p> <p>三～四 (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	
<p>第11条～第13条 (略)</p>	<p>第11条～第13条 (略)</p>	
<p>第4章 損失額及びてん補責任額</p> <p>第14条～第18条 (略)</p>	<p>第4章 損失額及びてん補責任額</p> <p>第14条～第18条 (略)</p>	
<p>(保険契約の解除)</p> <p>第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>第12条第12号又は第14号に該当する事由による第11条第2号の損失に係る被保険者の保険金請求が一の保険年度中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、簡易通知型包括保険に係る事業運営の安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがあると日本貿易保険が認めたとき</u></p> <p>五 <u>日本貿易保険の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、本保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じたとき日本貿易保険が認めたとき</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険契約の解除)</p> <p>第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第5章～9章 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第5章～9章 (略)</p>	
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (略)</p>	